

令和3年（2021年）1月14日

保護者の皆様

豊中市教育委員会

豊中市立小中学校における緊急事態宣言下の対応について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、1月13日（水）、国において大阪府に対し緊急事態宣言が発令されました。このことを受け、緊急事態宣言下における本市の学校教育活動について、下記の通り対応することとしましたのでお知らせします。

記

1. 緊急事態宣言の発令期間

令和3年（2021年）1月14日（木）～2月7日（日）

2. 学校教育活動について

感染拡大防止対策を徹底しながら学校教育活動を継続します。

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの国の知見によれば、その罹患率は10歳未満及び10代では、他の年代と比べ低くなっており、発症割合、重症割合ともに小さいとされています。また、本市においては、感染者が出現しているものの、学校においてクラスターは発生していません。これは、日ごろから学校において基本的な感染症対策を継続的に実施しているとともに、ご家庭において感染症対策にご協力をいただいている結果だと認識しています。

本市としましては、子どもたちの健やかな学びを保障することが重要であり、学校において学習内容や学習活動を工夫しながら、可能な限り、授業や部活動、学校行事等の学校教育活動を継続していくことが大切であると判断しました。

3. 学校教育活動における主な対応について

- (1) 感染拡大防止策を徹底したうえで、通常授業を実施します。ただし、感染リスクの高い教科活動（長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等）については実施しません。
- (2) 3密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を回避します。
- (3) 学校生活における基本的な感染拡大防止対策（マスクの着用、手洗い、教室の常時換気等）を徹底します。

- (4) 学校行事等における感染拡大防止対策を徹底します。
- (5) 教職員等に関する感染拡大防止対策を徹底します。
- (6) 緊急事態宣言期間における日帰り旅行等については、受け入れ先と十分に協議をしたうえで、実施、延期、中止の判断をします。
- (7) 部活動について、土日祝の活動は中止とし、平日の自校の活動のみ実施します。なお、他校との練習試合や合同練習等は中止とします。公式戦等については、各主催団体の判断に委ねることとします。部活動の実施にあたり、感染リスクの高い活動は一時制限します。また、更衣や食事をする際等の感染拡大防止対策を徹底します。

4. ご家庭における感染症拡大防止対策について

本市では1月に入り、PCR検査を受検した児童生徒の数が急増し、そのうち9割が家庭内・親族等との濃厚接触者として特定されたケースとなっています。学校における感染拡大防止の観点から、これまでもご協力いただいておりますが、引き続き、お子様本人をはじめ、同居ご家族に、発熱等かぜ症状がみられる場合やPCR検査を受けることになった場合に登校させないこと、毎朝の検温、健康観察、登校時のマスクの着用、手洗い、咳エチケットの徹底について、なお一層のご協力をお願いします。

なお、お子様本人や同居ご家族がPCR検査を受けることになった場合も、速やかに学校へ連絡をお願いします。

5. 放課後こどもクラブについて

通常運営を行います。なお、引き続き、必要最小限の利用にご協力をお願いいたします。

6. その他

- (1) 登校できない期間中、お子様の学力保障をはじめ、心身の安心・安全の確保に努めてまいりますので、心配なことがありましたら遠慮なく学校までご連絡ください。
- (2) 学校において感染者の出現が増えることにより、感染者の詮索について散見されます。感染による偏見、差別につながらないよう、ご本人やご家族、関係者の人権尊重、個人情報の保護について、特段のご理解とご配慮をお願いします。